

# 議員全員協議会次第

日 時：令和2年11月30日(月)

午前8時45分

場 所：議事堂 議場

## 1. 開 会

## 2. 報告事項

- (1) (仮称)取手市立博物館建設計画の中止及び(仮称)取手市立博物館建設基金の廃止について
- (2) 学校給食のあり方について
- (3) 山王小学校における特色ある新しい学校教育について
- (4) 取手市放課後子どもクラブの一部民間委託について
- (5) 取手グリーンスポーツセンター第一体育室床補強工事について
- (6) その他

## 3. その他

## 4. 閉 会

(仮称)取手市立博物館建設計画の中止及び(仮称)取手市立博物館建設基金の廃止について

### 1 経緯

- ・昭和59年に郷土資料館建設資金として市民から寄附をいただいたことを契機に、同年に(仮称)取手市立郷土資料館建設基金条例を制定
- ・平成3年に取手市土地開発公社(当時)が旧建設省から吉田地先の利根川旧堤防敷の一部を購入
- ・平成4年に策定した「利根川旧堤防敷整備計画」に基づき、旧堤防敷に福祉施設(現・かたらいの郷)と郷土資料館(博物館)の建設を計画
- ・平成8年に(仮称)取手市立博物館建設審議会を設置し、博物館の建設に向けて検討を開始
- ・平成9年に建設用地を取得し進めてきた当該建設計画は、平成11年の市組織の機構改革や翌平成12年に同館建設審議会、同専門委員会の任期満了に伴い事実上中断となり、その後、約20年が経過

### 2 問題解決への方向性

- (1)現状の社会情勢や市の財政状況を鑑み、市立博物館建設計画は中止とする
- (2)市立博物館に関する条例の廃止等を行う
- (3)博物館建設基金の廃止に伴い、基金の積立て残金を精算(繰入れ)する

### 3 スケジュール及び関連手続き

日程	事項
令和2年 11月30日	12月定例議会(議案提出) * (仮称)取手市立博物館建設基金設置条例の廃止 * (仮称)取手市立博物館建設審議会条例の廃止 * 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
令和2年12月	博物館建設基金残金の精算(公共施設整備基金に積立)
令和3年1月	教育委員会定例会(議案提出) * 取手市立博物館建設審議会施行規則の廃止
令和3年3月	教育委員会定例会(議案提出) * 取手市教育委員会事務局組織規則の一部改正

-----

#### 【参考】

- ・博物館建設用地：面積 10,344 m<sup>2</sup> , H9 取得金額 239,652,795 円  
(H3 市土地開発公社の旧建設省からの取得金額 215,857,476 円)
- ・博物館建設基金総額：3,040,235 円 (令和2年10月現在)

学校給食のあり方について(学校等給食運営協議会答申)

【諮問内容】

平成31年10月に予定されている消費税率の改定に伴う給食費の取扱いについて  
取手市立小中学校での学校給食方式の再検証について

【経緯】

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、重要な役割を担っていますが、以前、平成31年10月に消費税率を改定するという国の発表があり、増税後にあっても学校給食を安定的に運営していくには、食材購入費としての学校給食費をどう取り扱うか検討するため、学校等給食運営協議会に意見を伺うこととしました。

一方、給食運営方式に関してですが、平成16年10月26日に当時の取手市長と藤代町長の間で調印された合併協定書には、合併にあたっての方針が定められており、「学校給食に関すること」は「一本化を図り、実施する。なお、新市に移行後、速やかに検討する」と記されています。そこで、合併翌年の18年に給食運営協議会を設置し、全3回の協議を経て、「今後の学校給食のあり方」について、「単独自校方式が適当である」という結論に、「自校方式への施設整備については、学校の適正規模・適正配置あるいは耐震整備計画との整合性と財政面を考慮し、段階的に整備推進することを希望」と追記されて、答申が提出されました。当時の教育委員会ではこの答申を受け、「単独自校方式への統一」を方針としましたが、以後リーマンショックや東日本大震災という市財政に大きく影響する事案が発生したことなどから、統一への動きが停滞していました。そこで改めて、学校給食の現状や将来の見通しを踏まえ、実現可能な給食方式について意見を伺うこととしました。

以上から平成30年12月、学校等給食運営協議会を設置し、2点を諮問いたしました。

【答申の結論部分】

食材に関して、現在は軽減税率適用により8%を維持しているものの、物価上昇により取手市の安全でおいしい給食の提供に影響を及ぼしていることから、給食費の取扱いについては、月額200円( )の値上げが相当と考える。なお、値上げの時期は、年度途中を避け、最速で令和3年度からが望ましいと考える。

平成18年度の答申「単独自校方式への統一」から現在に至るまでに状況が大きく変化しており、現状の厳しい財政状況や将来の財政負担を考えると「単独自校方式への統一」を図ることは困難と判断されること、給食センターの食事は自校給食と遜色がないこと、衛生面ではいずれの方式でも適正な運用管理が図られていることから、現時点においては給食センター方式を維持していることが適当と考える。

200円の内訳

ご飯・パン・めんと牛乳の増加額 R1平均額 - H26平均額 =	<b>141円</b>	令和2年度の 主食加工費値上げ額	<b>59円</b>
-------------------------------------	-------------	---------------------	------------

200円

別紙 取手市立学校等給食運営協議会 審議経過抜粋

- 平成30年12月 取手市立学校等給食運営協議会委員を新たに10人(学校長・幼稚園長3人,PTA代表2人,学識経験者5人)委嘱し,諮問  
(第1回)
- 平成31年2月 **〔事務局からの主な説明〕**  
(第2回)
- 平成26年度に消費税率改定(5%→8%)の際,幼小120円,中130円,教員130円を値上げしていること
  - 取手市では安全確保の観点から加工品の多用を避けていること
  - 手作りに努めていること
  - 学校施設の耐震整備を優先し,給食施設整備が進んでいないこと
- 〔委員からの主な意見〕**
- 食材の制限がなければ安価な外国産に流れる。安全を第一としたい
  - 保護者への説明のために物価がどれほど上がったか資料が必要
  - 地域特性があり,他の地域と比較することは難しい
- 令和元年5月 共同調理場調理方式(センター方式)の市立学校給食センターを視察し,あわせて市立藤代南中学校で試食を実施  
(第3回)
- 〔委員からの主な意見〕**
- 衛生面に一番気を使っており,保温も配慮されていた
  - 野菜を包丁で手切りしているなど手作りの良さを取り入れていた
- 令和元年7月 単独調理場調理方式(自校式)の市立取手東小学校を視察し,あわせて試食を実施  
(第4回)
- 〔委員からの主な意見〕**
- センターの給食もおいしかったのだと改めて感じた。自校式と遜色がなくなってきたというのが一番の発見
  - センターと自校式どちらもおいしく,違いがわからないくらい
- 令和元年11月 つくばみらい市立学校給食センターを視察し,あわせて試食を実施  
(第5回)
- 〔委員からの主な意見〕**
- 取手も負けていないと感じた
- 令和2年3月 **〔事務局からの主な説明〕**  
(第6回)
- 主食及び牛乳の価格が増加傾向にあり,副食費を圧迫していること
  - 主食費増額分と加工賃値上分の合計は平成26年度から月額200円上昇すること
  - 前回の方針決定から,リーマンショックによる税込減,東日本大震災を契機とした耐震化推進など,環境が大きく変化していること
- 〔委員からの主な意見〕**
- 安全安心でおいしい給食のための保護者の相応の負担ということを知らせていかなければ。給食費を税で賄うと破綻する
  - 消費税率改定を切り離し物価上昇による値上げという説明が保護者向けに必要な
  - 自校方式にするにしても財政が厳しい。冷めてしまう懸念があったがおいしくいただけた。今を充実して維持していけばいいのでは
  - 食事は比較するところがなかった。早急に単独方式にするのではなく,センター方式も維持していつかはどうか
- 令和2年10月 答申を決する  
(第7回)

## 山王小学校における特色ある新しい学校教育について

### － 令和3年度からの小規模特認校への移行について －

#### 1. 活力ある学校づくりに向けて

少子化高齢化は中長期的に継続することが見込まれ、過疎化がもたらす影響は、地方だけの問題にとどまらず、都市部においても顕在化<sup>1</sup>してきています。

さらに、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下も続いており、学校経営・学校運営における重大な課題となってきています。

このような社会背景を踏まえ、平成27年1月、文部科学省より、公立小学校・中学校の設置者である市町村は、これまでの「学校規模の適正化や学校の適正配置の適切な推進」から、「それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していく」、という方向性が示されました<sup>2</sup>。

#### 2. 山王小学校の特色と小規模特認校への移行について

山王小学校は、小規模校ならではの少人数教育のもと、児童の一人ひとりを含め細やかに見守り、また、学年を越えた友人との交流を通し、それぞれの個性を伸ばしています。そのような学校生活を通して、自分を信頼し、仲間を信頼できる児童を育てています。

また、地域の方々の指導による伝統文化の体験や地域と一体となって展開する運動会など、地域とのつながりを通じた教育、自然豊かな環境のもと、体験活動を重視した特色ある教育を通して、多様な価値観を育み、地域や社会へ貢献できる人材を育成しています。

一方で、地区内における少子化が、学校経営ならびに学校運営上の大きな課題となってきています。

このため、山王地区以外にお住まいのご家庭にも、山王小学校の特色ある学校教育を享受いただけるよう、令和3年度より、小規模特認校<sup>1</sup>として、市内より広く児童を募集します。

---

<sup>1</sup> 「都会の過疎・地方の過疎」東京大学大学院 総合文化研究科 学術研究員 長沼佐枝

<sup>2</sup> 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について（通知）」

### 3. 小規模特認校としての山王小学校が目指す将来像

令和3年度からの小規模特認校への移行により、山王地区以外からの多様な児童の転入学が想定されます。今後の社会においても、多様な価値観を受け入れ、新たな価値を創造し、よりよい社会に向け貢献していくことのできる人材がますます求められます。

このような社会動向を踏まえ、令和3年度より、小学校6年間通して「創造する力、表現する力」を育てていく、新たな特色ある学校教育プログラムを推進していく予定です。縦割り活動を通じた国際教育の充実、地元アーティストと連携する価値の創出がプログラムの柱となります。

取手市は、20年以上にわたり、市民と取手市、東京藝術大学、取手アートプロジェクト、地域在住のアーティストが協同して、新たな価値の創出に向けた様々な取り組みを行っています。このような地域の力を学習課程に生かし、取手市ならではの新たな学校教育プログラムを、学校、地域、教育委員会が一体となって創出していきます。

また、このような取り組みを通して、活力ある地域の拠点としての学校を目指していきます。

12月補正予算には、以上のような特色ある新しい学校教育の取り組みの一つとして、アーティストと児童の交流事業委託費用を計上致しましたので、ご審議の程よろしくお願い致します。

---

#### i 小規模特認校制度について

小規模特認校制度は、特定の学校について通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度です。小規模特認校の特色ある学校経営・学校運営にご関心いただけるご家庭からの編入学が可能となります。

# 山王小学校における特色ある新しい学校教育について － 令和3年度からの小規模特認校への移行について －

令和2年11月30日

取手市立山王小学校

取手市教育委員会

# 令和3年度より山王小学校は小規模特認校に移行します。

- これまでの小規模校ならではの「個に応じた教育」を踏まえ、新たに小学校6年間を通して「創造する力、表現する力」を育む学校教育プログラムに取り組みます。
- 山王地区以外にお住まいのご家庭にも山王小学校の特色ある学校教育を受けていただくことができるよう小規模特認校に移行し、市内より広く児童を募集します。





# 1. 小規模特認校について

## 1 - 4. 小規模特認校制度 ( 1 / 2 )

### ● 小規模特認校制度

- 学校選択制の一種
- 特定の学校について通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度

## 2. 山王小学校の特色

## 2-1. 個に応じた教育の充実

一人ひとりの児童をありのままに受け入れ,自分を信頼し,仲間を信頼できる児童を育てます。



## 2-2. 地域とのつながり,体験活動の重視

地域とつながり,様々な体験活動を通した学びに取り組んでいます。



### 3. 新たな特色ある学校プログラムへの取り組み

## 「創造すること，表現すること」

小学校6年間を通して，子どもたちの創造する力，  
表現する力を育んでいきます。

## 英語教育の充実を図ります。

教育課程における3～4年生の外国語活動、5～6年生の外国語の授業に加え、1～2年生においても外国語を使った活動に積極的に取り組んでいます。





# 英語教育の充実を図ります。

世界へはばたけ！山王小 ～少人数の良さを生かした国際教育～												
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年		あいさつをしてみよう！ 生		一緒に作品を作ってみよう 図			ワールドキャラバン 異文化を知る 生	外国の遊びを教えてもらおう 生		外国の歌を歌ってみよう 音		・慣れる ・異文化を知る
外国語を使った活動…10時間(ALTとすべて一緒)												
2年	あいさつをしよう！ 生		一緒に作品を作ってみよう 図		外国の遊びを教えてもらおう 生		外国の生活や文化を知ろう 生		外国の歌を歌ってみよう 音			
外国語を使った活動…10時間(ALTとすべて一緒)												
3年		簡単な自己紹介をしてみよう！ 総		作品作りを教えてもらおう 図			ワールドキャラバン 異文化を学ぶ 生	外国の音楽に親しもう 音		日本の文化を体験してもらおう 総		・楽しむ ・異文化を知る
外国語活動…35時間(ALTとすべて一緒)												
4年	簡単な自己紹介をしよう！ 総			作品作りを教えてもらおう 図		外国の音楽に親しもう 音	外国の生活や文化について学ぼう 総		日本の文化を体験してもらおう 総			
外国語活動…35時間(ALTとすべて一緒)												
5年		自己紹介をしよう！ 総	作品作りを教えてもらおう 図		外国の食文化について話を聞いてみよう 社		ワールドキャラバン 共に分かり合う 総		外国の料理を作ってみよう 家			・活用する ・共に分かり合う
外国語科…70時間(ALTとすべて一緒)												
6年	楽しく自己紹介をしよう！ 総		作品作りを教えてもらおう 図				お互いの国の生活や文化について紹介しあおう 総	和太鼓を体験してもらおう 総		これからの世界の未来について話し合おう 社		
外国語科…70時間(ALTとすべて一緒)												
<特色> ★「機会をたくさん与えれば、子供は育つ」 ・外国語活動や外国語の授業はすべてALTと一緒にある。⇒ 誰もが、外国の方にも物怖じせず英語でコミュニケーションできるようになる。 ・少人数だから、出番が何度も回ってくる。⇒ だから、鍛えられる。⇒ 物怖じせずに堂々と話せるようになる。 ・引っ込み思案な子も、自分がやらなければならない場面が何度も回ってくる。⇒ 誰かがやってくれるだろうと人任せにできない。												

ハロウィンを楽しもう！  
外国の文化を体験する

English Camp も予定!

ALTの配置時間以外に総合的な学習の時間や各教科の時間を活用し、各学年6時間程度の国際教育を実施する。  
(ALT配置時間+その他国際教育：1, 2年…16時間 3, 4年…41時間 5, 6年…76時間)

## アクティビティプログラム案

**E n g l i s h   C a m p**

**R2**

**R3**

プログラム案

# English Camp

R2

R3

「市内ALT 10名と児童との交流プログラム」



※イメージです。

## アートプログラム案

TAP, 地元のアーティストと地域, 保護者, 学校がいっしょになって, 取手の特色を活かした創造する力, 表現する力を育んでいくことができる学校プログラムを創出していきます。

となりのスタジオ

R2

大地からはじまること



「アーティストが学校でスタジオを開き、創作活動をおこないます。（R2年度は3～4日程度のスタジオ開きを予定）。外国語の授業で習得した知識と経験を活用して、日本とは異なる文化的背景を持った隣人として、対話をしたり、一緒に作業をしたりします。」

※イメージです。

※【今後詳細検討】

「自分たちの生活の周りに当たり前にある自然環境から、自分たちの手でものを生み出していくことができることを体感するプログラムです。地域の土（校庭の脇のただの土を利用するのがベスト＝普段、気にも留めていない土）を採取し、土を練り、作陶します。

木を切ることや薪割りをすることも行いながら野焼き（焼成）し、校庭で栽培されたさつまいもや地域野菜を利用（栽培・収穫のお手伝い）し、煮炊きなど土器（土偶などふくむ）の作り方だけでなく、使い方も学んでいきます。」

※イメージです。

# 参考資料

# 参考 1. 小規模特認校について

## ● 学級編制の考え方

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」  
(学級編制の標準)

第3条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。  
ただし、**当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある**  
場合においては、政令で定めるところにより、**数学年の児童又は生徒を一学級に編制する**  
ことができる。

## ● 学級編制の標準

<小・中学校>

同学年の児童で編制する学級

**複式学級 (2 個学年)**  
(1 年生を含む場合 8 人)

小学校

3 5 人(1 年生)  
4 0 人(2 ~ 6 年生)

**1 6 人**

中学校

4 0 人

8 人

**小学校では二つの学年の児童で編制する学級を 1 6 人** (ただし, 第 1 学年児童を含む場合は 8 人), 中学校では 8 人を標準として, 都道府県教育委員会がその基準を定める。



## 参考2. 山王小学校児童生徒数の推移について

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年	9	10	7	9	11
	1				
2年	5	9	10	7	9
	0	1			
3年	12	5	9	10	7
	0	0	1		
4年	8	12	5	9	10
	0	0	0	1	
5年	11	8	12	5	9
	1	0	0	0	1
6年	12	11	8	12	5
	0	1	0	0	0
特別支援計	2	2	1	1	1
通常学級計	57	55	51	52	51
合計	59	57	52	53	52

注1) 令和3年度の4年生は1名転出の可能性があります。

注2) 令和3年以降の入学予定者のうち特支在籍がわからないため無記入です

注3) 色のついている学年で複式学級ができる可能性のある組み合わせです。

定数より多めの17人で色を付けています。

## 参考3. 複式学級の課題（1 / 3）

複式学級となる場合には直接指導と間接指導を組み合わせ、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題が生じる。

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④観察・実験など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生じる可能性がある

※直接指導 教師が子どもたちと直接関わりながら進める指導

※間接指導 一方の学年に教師が直接指導しているとき、他方の学年に学習の進め方を事前に理解させ、子どもたちだけで学習を進めさせる

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き  
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

## 参考3. 複式学級の課題（2 / 3）

配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがある。

- ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ②児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ③ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ④学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある など

## 参考3. 複式学級の課題（3 / 3）

上記のような課題が生じた場合、児童生徒には以下のような影響を与える可能性がある。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい



小規模特認校制度の導入

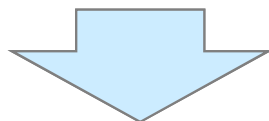
公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き  
～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

## 参考4. 小規模特認校制度（1 / 2）

### ● 小規模特認校制度

#### ● 学校選択制の一種

#### ● 特定の学校について通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度



- ▶ 小規模校を存続する場合の充実策の一つ
- ▶ 指定校における児童生徒数の増加が期待できる
- ▶ 規模が小さいことにより生じる課題を緩和

## 参考4. 小規模特認校制度（2 / 2）

### ● 小規模校のメリット

- ①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導が行いやすい
- ②意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい
- ⑤地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑥児童の家庭状況、地域の教育環境が把握しやすく、保護者や地域と連携した効果的な教育活動ができる

## 参考5. 茨城県内では

- 牛久市立おくの義務教育学校（平成28年度）

※令和2年度より，小学1年生から中学3年生までの「おくの義務教育学校」へ

- 阿見町立君原小学校（令和元年度）

### 【水戸市】（平成30年度）

- 水戸市立上大野小学校
- 水戸市立下大野小学校
- 水戸市立大場小学校

等々

## 取手市放課後子どもクラブの一部民間委託について

放課後子どもクラブの課題
<p>慢性的な人材不足(図1)</p> <p>安定的な運営のため、配慮が必要な児童への加配を含め支援員等を130名程度任用することが望ましいが、通常開所のほか、長期休業期間の開所や年末時(配偶者の扶養内での勤務が9割)の人材の確保に苦慮している</p>
<p>支援の質の向上</p> <p>利用児童数の増加や配慮が必要な児童に対応するための支援の質の向上が求められる</p>
<p>土曜日開所の支援員等の負担・運営コスト(図2)</p> <p>土曜日開所の利用者は少ないが、開所する場合は支援員等を2名以上配置していて負担になっている</p>
<p>新・放課後子ども総合プランが示す一体型(図3)</p> <p>放課後子どもクラブを児童クラブと子供教室とに分け、プランに沿った運営体制を整える</p>

運営を民間に委託することで課題を解消
<p>利用児童数の多い3校(取手東小・高井小・藤代小)のクラブの運営を民間に委託することで発生する余剰の人材を他の11校のクラブに配置することで人材不足に対応</p>
<p>民間事業者が持つ人材育成ノウハウを活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者からの研修講師派遣</li> <li>・公営クラブの支援員等を実習生として民営クラブに派遣</li> </ul>
<p>運営を民間に委託する3クラブ(立地・送迎時間を考慮)を拠点校として土曜日の開所を集約することで支援員等の負担・運営コストを軽減するとともに、毎週土曜日の一日開所により就労支援の充実を図る</p>
<p>運営を民間に委託する3クラブをモデルクラブとして児童クラブと子供教室を分け、新・放課後子ども総合プランが示す一体型で試験運営を行う</p>

図1. 年度別子どもクラブ登録児童数および支援員の人数および平均年齢の推移

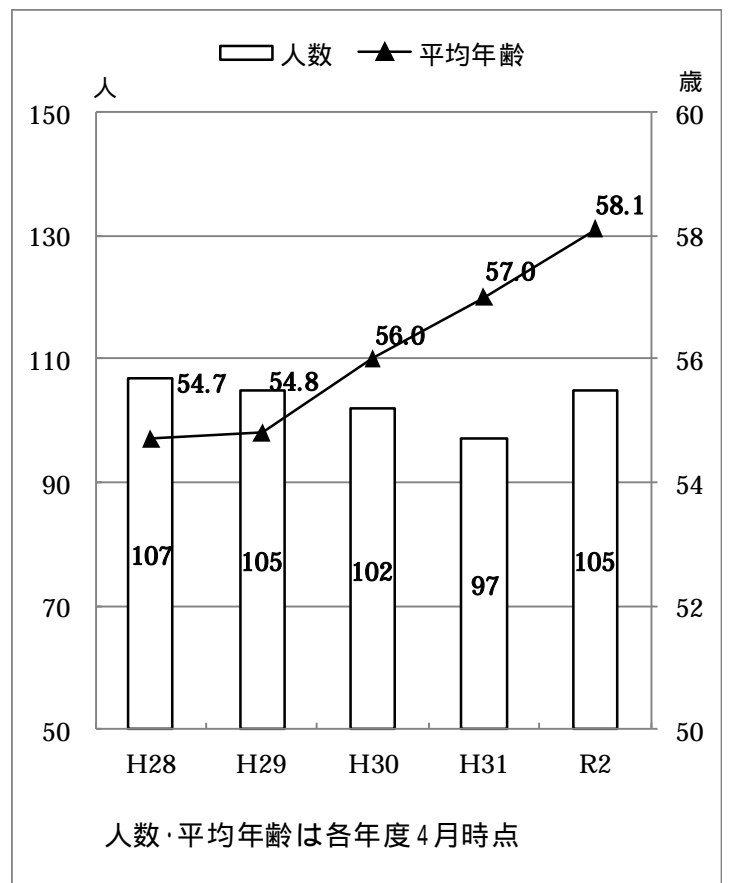
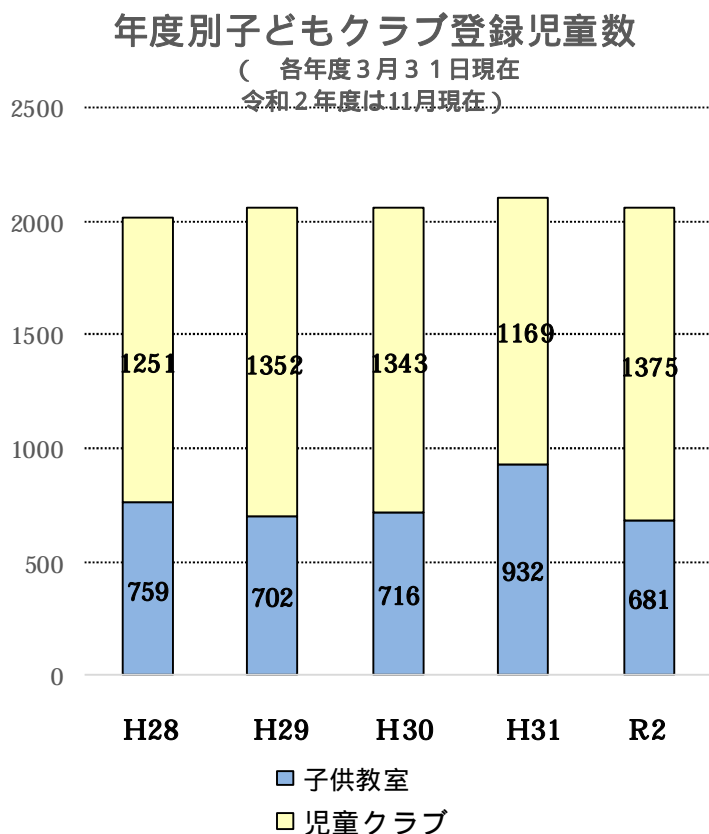




図2. 拠点校方式における土曜日開所の支援員等配置

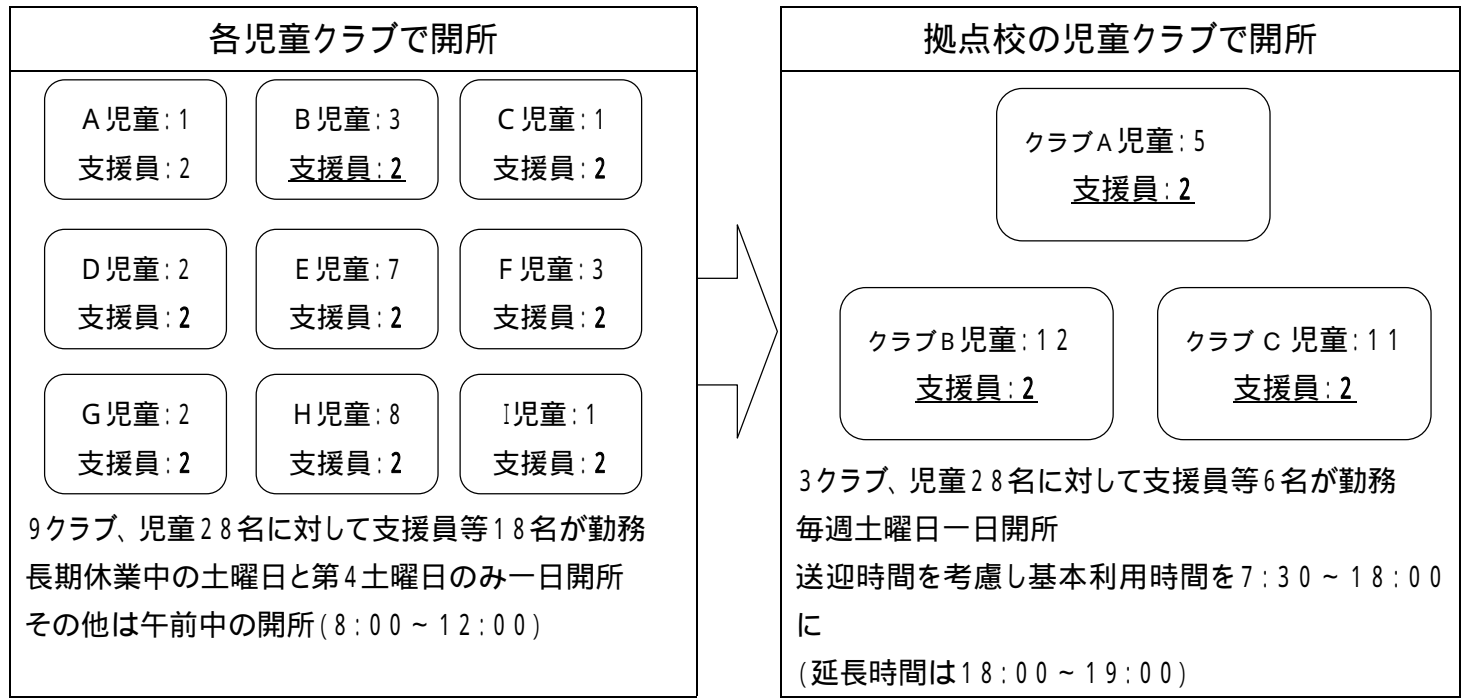
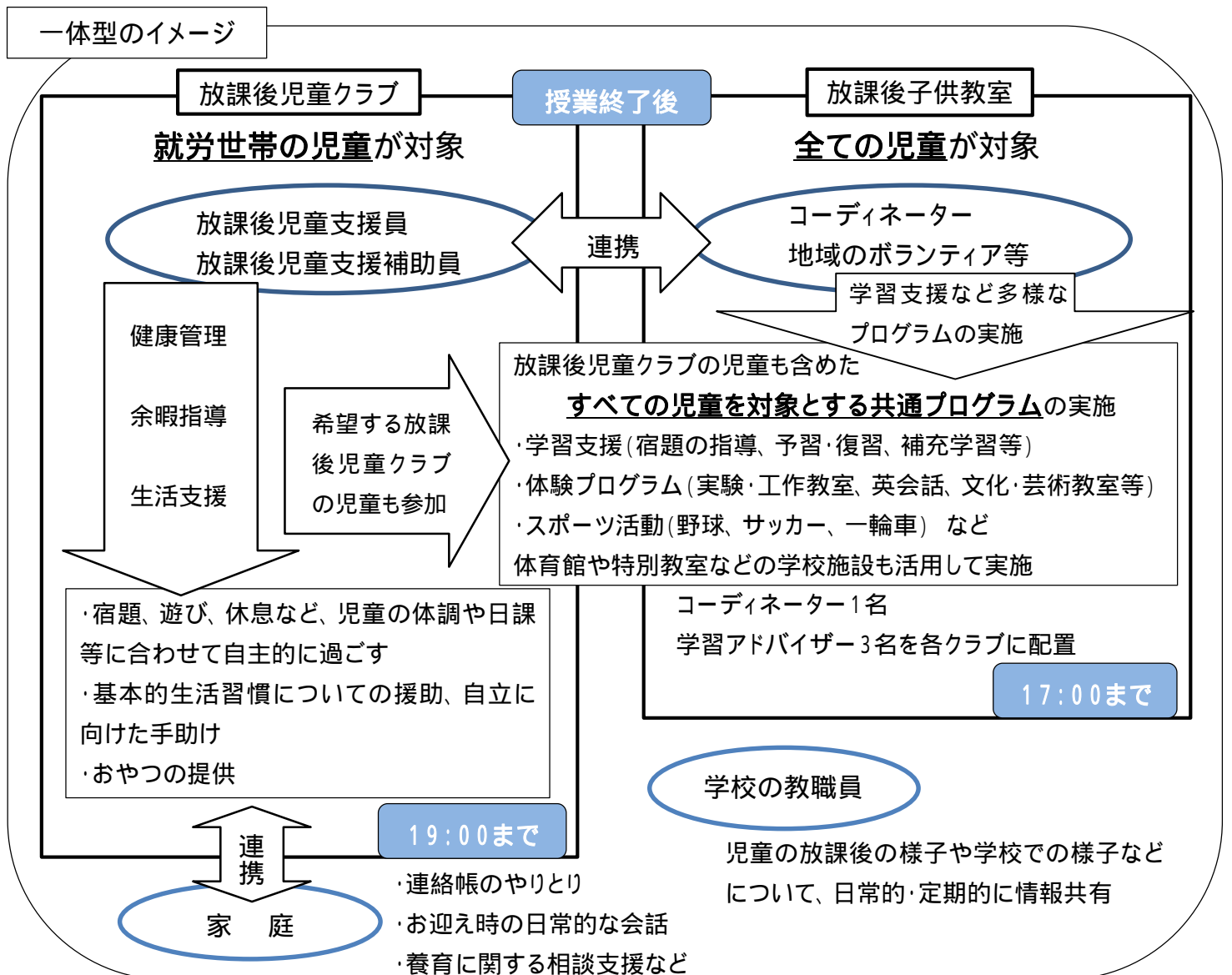


図3. 民間委託する3クラブで新・放課後子ども総合プランが示す"一体型"の運営に



取手グリーンスポーツセンター第1体育室床補強工事について

【経過報告】

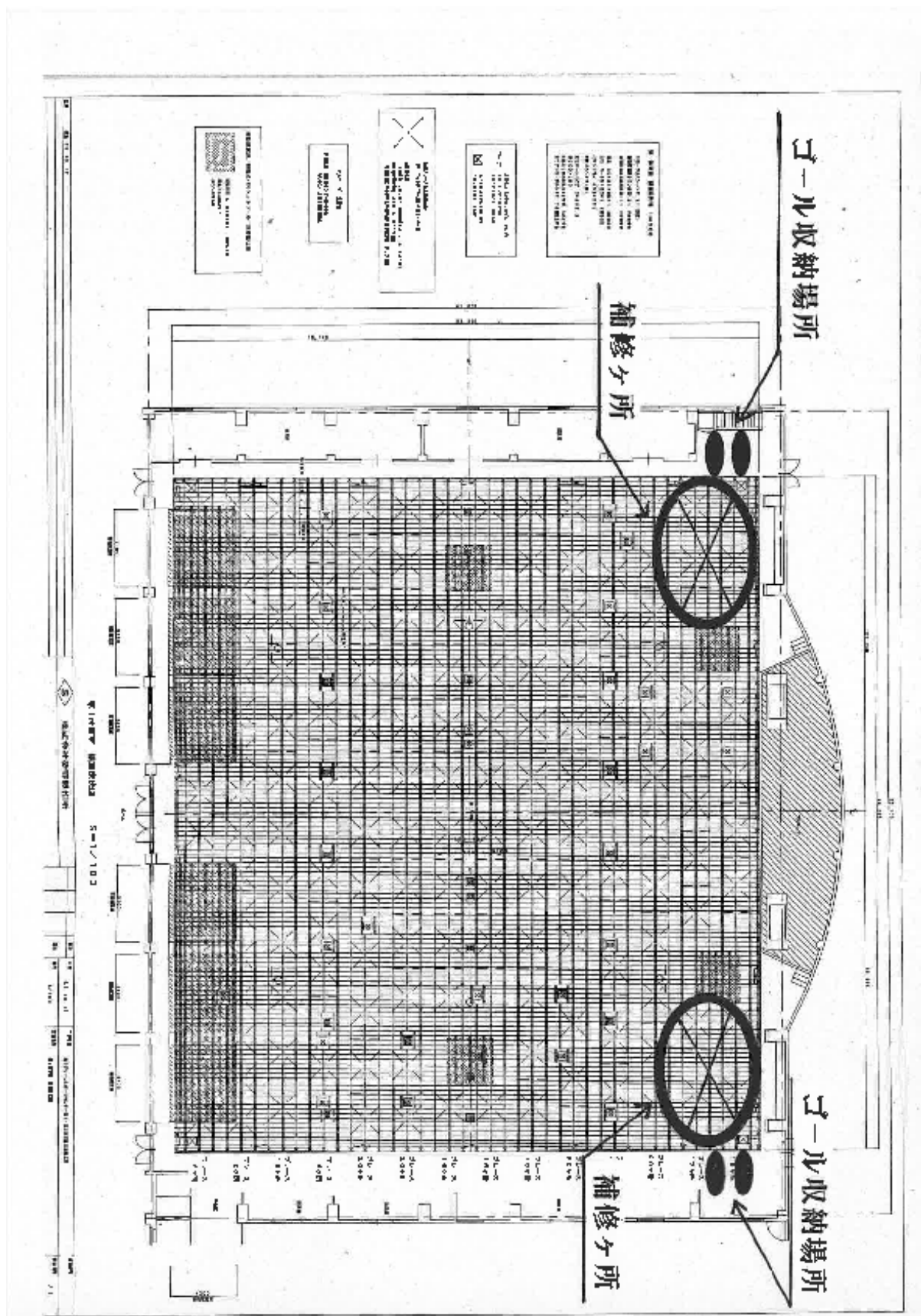
平成 28年度	「第1・第2体育室床改修工事設計業務委託」を行う。 概要・・・既存の体育室と同等の強度とすることとし、利用者の身体への負担軽減や施工後の維持管理を考慮し、フローリング材による床材から、スポーツ長尺シートに変更した。
平成 29年度	「第1・第2体育室床改修工事」を行う。 概要・・・設計に基づき、改修工事を行う。 可動式観客席及び移動式バスケットボール用ゴールの設置カ所に補強を施した。
令和 元年度	「バスケットボール用ゴール入替」を行う。（令和元年9月納入） 概要・・・経年劣化に伴うゴールの傾きや衝突保護材の劣化により、利用者の安全面から新規ゴールに入替を行う。 比較・・・質量900kg 1, 200kg、
	令和2年2月に指定管理者より、ゴール保管場所前面の床にたわみがみられるとの報告があり、担当課が現地確認を行う。
令和 2年度	当施設の新型コロナウイルス感染症による閉館時期を過ぎ、使用再開後、しばらくして歪み部分の拡大が確認された。

【原因について】

<p>床の改修については、当時は新規ゴールの詳細が未定であったため、既存の体育室の強度と同等とする内容で進められた。</p> <p>これに対し、新規ゴールは、従前のゴールよりも質量で約300kg増えたことや、キャスターの配置から荷重が大変狭い範囲に集中してしまうこととなり、床にたわみが生じたものと考えられる。</p>
---

【現在の対応】

<p>ゴールの移動については、以前から利用者の安全確保のため指定管理者が行っており、歪み拡大の確認後はコンパネによる養生をしたうえで行っている。</p> <p>影響範囲の拡大を防ぐために早期に対応する必要があり、補強工事を行うにあたり、12月補正において実施設計を行い、令和3年度6月補正により工事費の計上を予定している。</p>
---



## 障害者雇用の状況と採用計画について

国及び地方公共団体は、『障害者の雇用の促進等に関する法律』に基づき、自ら率先して障害者を雇用することが求められております。

取手市では、障害者の雇用促進のため、採用試験に障害者対象枠を設けるなどの取組を進めておりましたが、国の調査基準日である令和2年6月時点において障害者雇用率が法定基準に達しなかったため、監督機関から示された是正期限である令和3年12月末日よりも前に法定基準を達成するため、今回の調査日となる令和3年6月1日までの採用計画を策定いたしました。

つきましては、調査基準日（令和2年6月1日）時点での障害者雇用の状況と、その後におけるこれまでの取組、また今後の雇用率達成に向けた採用計画について、下記のとおりご報告をさせていただきます。

なお、障害者の雇用にあたっては、単に雇用率を達成することを目的とするだけでなく、採用後において長く市政に貢献し、活躍できる環境を整えられるよう、職員それぞれに寄り添った対応に努めてまいります。

### 記

雇用区分	法定雇用率	法定雇用率達成状況			計画 令和3年6月1日
		基準日 令和元年6月1日	基準日 令和2年6月1日	現在 令和2年11月30日	
市長部局	2.5%以上	実雇用率 2.53% 不足数なし	実雇用率 1.54% 不足数(6人)	実雇用率 1.68% 不足数(5人)  ※ 不足数のうち 4人については 採用内定済	法定雇用率2.6%の 遵守(不足数なし)
教育委員会	2.4%以上	実雇用率 2.86% 不足数なし	実雇用率 1.51% 不足数(1人)	実雇用率 2.01% 不足数なし	法定雇用率2.5%の 遵守(不足数なし)

※ 令和2年6月1日基準日の報告分より、これまでの常勤職員に加え、短時間勤務職員（市長部局188人・教育委員会105人）を含めた法定雇用率の算定としております。

※ 不足数に小数点未満の値がある場合は切り捨てとなるため、実雇用率が法定雇用率に満たない場合であっても法定基準を満たすこととなります。

## 取手市空家等対策計画（案）について

### 1 目的

全国的な空家等の現状において、人口減少や少子高齢化が加速していく中で、空家等の問題が表面化しており、適切な管理が行われないうまま放置されている空家等が年々増加しております。

本計画は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の生命、身体及び財産を保護することで、安心・安全に暮らすことができる生活環境を確保し、空家等の活用を促進することにより、まちづくりの活性化を図ることを目的としています。

### 2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

### 3 スケジュール

- ・令和2年11月19日 取手市空家等対策庁内委員会を開催
- ・現在、委員会にて意見が出された内容及び各課から出された意見内容を集約
- ・令和3年1月5日（火曜日）から2月5日（金曜日）まで、パブリックコメントを実施予定
- ・パブリックコメント後、意見を集約し変更がある場合は再度委員会を開催し、意見を集約した上で決定
- ・令和3年第1回取手市議会定例会での報告を予定
- ・令和3年4月1日施行予定